

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第2816号

平成28年10月14日金曜日 第2816号

◇ 目 次 ◇
告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更(2件)(税務課)811保安林の指定施業要件の変更予定(2件)(森林整備課)811漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産課)812公共測量の終了の通知(道路維持課)812瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要(東予地方局四国中央保健所)812開発行為に関する工事の完了(2件)(中予地方局建築指導課)813道路の供用開始(県道猪伏西谷線)(中予地方局人万高原土木事務所)813道路の供用開始(県道烏井喜木津線)(南予地方局八幡浜土木事務所)813道路の供用開始(県道久万中山線)(南予地方局大洲土木事務所)814医師の指定(福祉総合支援センター)814指定医師の辞退の届出(")814選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.......(選挙管理委員会)... 814

告 示

○愛媛県告示第1128号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成28年9月21日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売り	さばき人		梦	Ť.	更	事	項	
番号	氏	名		新				旧	
32		団法人 猟友会 支部 藤志郎	2	売りされ 前年480 代畑田り 京田 東 で で で で で れ で り で れ の で れ の で り で り で り で り で り の り で り の り の り の	郡愛南1 名 表 表 まき 所 愛 本 ままままままままままままままままままままままままままままままままま	更町城 B F	2	南宇和郡 見3654 代表者氏 大木 照 売りさに	磁

○愛媛県告示第1129号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成28年9月28日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売りさばき人		変	更	事	項		
番号	氏 名		新		旧			
1	愛媛県自動車販売 整備組合 理事長 岡 豊	1	代表者氏名 岡 豊		1	代表者氏名 五味 久枝		

○愛媛県告示第1130号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条 の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 宇和島市津島町岩渕己6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 津島町岩渕己6(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1131号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法 (昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条 の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林と

して指定された目的

昭和60年2月7日農林水産省告示第215号

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1132号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする中型まき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成28年10月14日から27日まで

○愛媛県告示第1133号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、宇和島市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(数値地形図データ作成 地図情報レベ

ル2500)

2 作業期間 平成28年6月29日から

9月30日まで

3 作業地域 宇和島市吉田町、三間町、大浦埋立地区

○愛媛県告示第1134号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年10月14日

愛媛県四国中央保健所長 早 田 亮

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社

東京都港区新橋 5 丁目11番 3 号

代表取締役社長 中里 佳明

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社 佐々連鉱山

四国中央市金砂町小川山乙2122

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号八

- 4 変更しようとする事項の内容 特定施設の構造、特定施設の使用方法、汚水等の処理の方法、
- 5 特定施設に関する事項

排出水の汚染状態及び量の変更

		変	更	前	変	更 後
特定施設から排出され	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常最大	7.0~ 5.8~		通常最大	7 0~8 0 6 0~8 2
る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	3 5		通常最大	3 5
	室素含有量 (単位 1 リットリク ラム)	通常最大	1 5 2		通常最大	1 5 2
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	0 .01 <i>5</i> 0 .01	未満	通常最大	0 .01未満 0 .01
	日当たりの量	通常最大	226 740		通常最大	226 740

6 汚水等の処理施設に関する事項

		变	更 前	变	更 後
処理施設の(単位)		縦 20 横 高さ 12	60	高さ 12	i 60 高さ 0 5
汚水等の気	処理の方式		+ ばっ気 + + 中和 + 活	沈降分離 · 着 p H調整 ·	竣化 + 自然 + 活性炭吸 + ばっ気 + + 活性炭吸
処理施設に	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
よる処理前 及び処理後 の汚水等の	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6 0~7 0 最大 5 0~8 0	通常 7 0~8 0 最大 5 8~8 6	通常 6 0~7 0 最大 5 0~8 0	通常 7 0~8 0 最大 6 0~8 2
汚染状態の値	化学的酸素 要求 1 リッき トルにつき ミリグラム)	通常 45 最大 60	通常 3 最大 5	通常 10 最大 10	通常 3 最大 5
	窒素含有量 (単位 1 リットリ つきミリ ラム)	通常 2 最大 4	通常 15 最大 2	通常 2 最大 4	通常 15 最大 2
	りん含有量 (単位 1 リッきミリ つさ ラム)	通常 0 01未満 最大 0 02	通常 0 01未満 最大 0 01	通常 0 01未満 最大 0 02	通常 0 .01未満 最大 0 .01

備考 汚水の化学的酸素要求量が高い場合に活性炭吸着処理を行う。

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

№.1工場排水口

汚水等の汚	項	目	変	更	前	変	更	後
染状態の値	水素 4 濃度 (指数)	(水素	通常最大	7.0 · 5.8 ·		通常最大	7 Ω - 6 Ω -	

化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常最大	3 5		3 5	
浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	7 10	通常最大	7 10	
室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常最大	1 5 2	通常最大	1 5 2	

	りん含有量 (単中トリン (サット) (カードリン (カード) (カード) (カ	通常最大	0 01未満	通常最大	0 01未満
汚水等の1E (単位 立方		通常最大	226 740	通常最大	

備考 堆積場の浸透水が含まれる。

この他に、No.2排水口(生活排水)がある。

○愛媛県告示第1135号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成28年10月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
28中局建(開)第27号 平成28年10月 3 日	伊予郡松前町大字恵久美字丸田643番 1 、644番、645番 1 、645番 5 及び字 長連寺646番 8	伊予郡松前町大字永田325番地 1 有限会社 四国民芸 代表取締役 成 松 和 彦

(1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1) - (1)

○愛媛県告示第1136号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成28年10月14日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
28中局建(開)第28号 平成28年10月 3 日	伊予郡松前町大字恵久美字丸田645番 3 、645番 4 及び字長連寺646番 1	伊予郡松前町大字永田325番地 1 有限会社 四国民芸 代表取締役 成 松 和 彦

○愛媛県告示第1137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原 同字9079番 6 まで		猪伏9065番	≸1から				平成28年10月14日

○愛媛県告示第1138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局八幡浜士木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	鳥井	喜木津	津線	西宇和郡伊方町	神崎サルワ	フタリ2135習	香地先				平成28年10月14日

○愛媛県告示第1139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の) 種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	久	.万中山	線	喜多郡内子町臼同町臼杵1407番		1から					平成28年10月14日

○愛媛県告示第1140号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類		診療科名	診療科名 病院 又 は 診療所の名称		同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自	由	外科	医療法人愛寿会西条 愛寿会病院	柴 中 光 一	西条市福武字蔵尾甲158番地 1	平成 28年10月 1 日
じん臓機能障害、ぼうこ 直腸機能障害	う又は	泌尿器科	公立学校共済組合四 国中央病院	山 本 明	四国中央市川之江町2233番地	平成 28年10月 1 日
肝臓機能	第 害	内科	愛媛県立今治病院	中西征司	今治市石井町4丁目5番5号	平成 28年10月 1 日
肢体不自由、心臓・じん 吸器・ぼうこう又は直腸 機能障害	臓・呼・小腸	外 科	社会医療法人石川記 念会 H I T O病院	湯澤浩之	四国中央市上分町788番地 1	平成 28年10月 1 日

○愛媛県告示第1141号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

																														旧 所	在 地	新 所	在 地	変更
医師氏名		名	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	年月日																											
石	丸	泰	光	社会福祉法人恩賜財団済生会 西条病院	西条市朔日市字榎ヶ坪269 - 1	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	平成28年 9月1日																										
沖		良	隆	宇和島市立吉田病院	宇和島市吉田町北小路甲217	沖内科クリニック	宇和島市新田町1丁目2-30	平成28年 10月 1 日																										

○愛媛県告示第1142号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

	診断した	:身体障	害の種類	顛	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医	師	氏	名	同左所在地	届出年月日
肢	体	不	自	由	整形外科	住友別子病院	渡	邉	典	行	新居浜市王子町3番1号	平成 28年 9 月12日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第

1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年10月14日

愛媛県選挙管理委員会 委員長 大塚岩男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき 選挙権を有する者の数

(1) 選挙権を有する者の総数

1 ,187 ,378

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

23 ,748

(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1 を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して 得た数 248 A23

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上湾で制選 学区にあっては、数に6 分の1を超える数に6 分の1を3分の1を乗分で得を と40万に3分の1を じて得た数と じて得た数)
伊 予 郡	44 ,106	14 ,702
南 宇 和 郡	19 ,940	6 ,647
松山市・上浮穴郡	439 ,345	139 ,891
今治市・越智郡	144 ,101	48 ,034
宇和島市・北宇和郡	81 ,199	27 ,067
八幡浜市・西宇和郡	39 ,820	13 274
新 居 浜 市	101 ,710	33 ,904
西 条 市	93 ,305	31 ,102
大洲市・喜多郡	53 212	17 ,738
伊 予 市	32 ,037	10 ,679
四国中央市	75 ,626	25 209
西予市	34 ,635	11 ,545
東 温 市	28 ,342	9 ,448

平成28年10月14日 発行 815